

【 注射 】**755 ビタミン剤【注射薬】（手術後以外）の算定について****《令和7年11月28日》****○ 取扱い**

手術後以外におけるビタミン剤【注射薬】の算定は、次のとおりとする。

- (1) 食事療養がなく、高カロリー輸液がある場合は、原則として認められる。
- (2) 食事療養があり、高カロリー輸液がない場合は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ビタミン剤【注射薬】は、厚生労働省告示※に「疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であつて、医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。」と示されている。

高カロリー輸液は、上大静脈や下大静脈から高濃度の栄養輸液を投与する中心静脈栄養（TPN）に用いる糖質などの栄養素を含む輸液で、食事から十分な栄養摂取ができないときの低栄養状態を改善する。したがって、食事療養がなく高カロリー輸液がある場合は、非経口的ビタミン補充が必要である。一方、食事療養があり高カロリー輸液がない場合は、必要なビタミンを食事により摂取することが困難な状態とは判断できず、上記告示の要件に合致しない。

以上のことから、手術後以外における上記(1)の場合のビタミン剤【注射薬】の算定は、原則として認められ、(2)の場合の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法